

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	自転車等放置防止指導業務	地下鉄江坂駅周辺における自転車等の放置の防止及び指導	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府吹田市広芝町10番 3号 特定非営利活動法人吹 田・江坂ビジョン21	10,964,800円	平成22年12月14日付で、本市と江坂駅西地区交通環境改善協議 会が締結した「江坂駅西地区の環境向上を目指す協定」第4条にお いて、同協議会が放置自転車等防止のための啓発を行うものとされ ており、協議会内において左記啓発は同協議会構成団体の1つであ る(特非)吹田・江坂ビジョン21が行うものと規定されているため随意 契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)【物品・ 委託役務関係業務】「エ 住民や地域団体等と協働で行う事業の推 進のため、特定の者を契約の相手とする場合」に該当)
2	総務交通室	阪急南千里駅前西第1自転 車駐車場地下機械式駐輪装 置保守点検等業務	阪急南千里駅前西第1 自転車駐車場の地下機 械式駐輪装置(エコサイ クル)の保守点検及び 電話サポート	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	高知県高知市布師田3948 番地1 株式会社技研製作所	11,213,180円	本業務の実施には、阪急南千里駅前西第1自転車駐車場地下機械 式駐輪装置の製造及び施工業者である(株)技研製作所の経験及び 知識が不可欠であることから競争性がないため随意契約するもの です。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・ 委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供するこ とができないとき」に該当)
3	総務交通室	JR吹田駅前ES保守点検業 務(JR吹田-5・6)	昇降機保守点検業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府大阪市中央区城見 2丁目1番61号 日本オーチス・エレベータ 株式会社 西日本支社	4,414,080円	日本オーチス・エレベータ(株)は、本件設備の施工業者であり、同 設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の 安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識 と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため 随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・ 委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供するこ とができないとき」に該当)
4	総務交通室	JR吹田駅前ほかEV保守点 検業務(JR吹田-3・4・南千 里-1)	昇降機保守点検業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1 丁目4番8号 三菱電機ビルテクノサー ビス株式会社 関西支社	4,358,640円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・ 点検業務は三菱電機ビルテクノサービス(株)が行っています。同社 は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用 者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する 知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められる ため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・ 委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供するこ とができないとき」に該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	総務交通室	阪急吹田駅前EV保守点検業務(阪急吹田-1・2)	昇降機保守点検業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1 丁目4番8号 三菱電機ビルテクノサ ビス株式会社 関西支社	3,002,340円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・点検業務は三菱電機ビルテクノサービス(株)が行っています。同社は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
6	総務交通室	JR岸辺駅前EV・ES保守点検業務(岸辺-1・2・3・4・5・6・7)	昇降機保守点検業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1 丁目4番8号 三菱電機ビルテクノサ ビス株式会社 関西支社	12,513,600円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・点検業務は三菱電機ビルテクノサービス(株)が行っています。同社は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
7	総務交通室	江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検等業務	江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステムに関する保守点検業務及び電話サポート業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府大阪市北区梅田1 丁目2番地2 東海技研(株)大阪営業所	3,049,200円	本業務は江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステムの製造及び施工業者である東海技研(株)大阪営業所の経験及び知識がなければ実施できないため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
8	総務交通室	路面清掃業務(4月~5月分)	路面の清掃業務	令和5年4月1日から 令和5年5月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府高槻市上田辺町19 番8号 都市クリエイト株式会社	3,842,256円	本業務は、市管理道路の機能維持、美観保持さらに交通災害等の予防等を目的として、年間を通じて実施しており、4月1日以降も継続して実施が必要な業務です。令和5年度の業務実施に伴い、制限付一般競争入札を執行するため、入札準備期間として必要となる令和5年4月~5月の2か月間について、前年度の契約相手方である都市クリエイト株式会社と、前年度と同一条件において契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン5令第167条の2第1項第2号(2)キ②入札準備のために年度当初の当該入札に必要なと認められる期間について前年度の契約の相手方と契約する場合に該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
9	総務交通室	総合的自転車対策業務	市内の放置自転車をなくすことを目的に、放置防止指導業務、移送業務、保管返還業務や、各自転車駐車場の管理業務、自転車コールセンター業務等の自転車対策関連事業を総合的に実施	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	397,864,712円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
10	総務交通室	岸辺駅前花壇ほか草花植付業務	草花植付業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	8,213,700円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
11	総務交通室	北千里駅前花壇ほか草花植付業務	草花植付業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	4,875,200円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
12	総務交通室	地下道・歩道橋等人力清掃業務	清掃業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	18,544,900円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
13	総務交通室	緑の遊歩道歩道清掃業務	清掃業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番 20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	3,300,000円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
14	総務交通室	正雀川緑道歩道清掃業務	清掃業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	597,300円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
15	総務交通室	千里南公園ほか草花植付業務	市が所管する公園花壇等の草花植付・配布及び維持管理業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	10,597,400円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
16	総務交通室	苗圃管理業務	佐竹台1丁目地内の南苗圃の維持管理業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	2,152,700円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
17	総務交通室	公園等清掃業務	公園内の清掃作業	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	20,791,100円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
18	総務交通室	南吹田公園管理事務所管理業務	南吹田公園及び集会所の管理業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	3,653,100円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
19	総務交通室	片山公園バラ管理業務	バラ管理	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	1,389,300円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
20	総務交通室	山田西公園ほかトイレ清掃業務	市内公園トイレ清掃業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番 20号 一般社団法人吹田市障が い者の働く場事業団	2,326,400円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
21	総務交通室	健都レールサイド公園芝生管理業務	岸部新町地内の芝生の管理等	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府大阪市中央区北浜 4-1-23 ミズノスポーツサービス株式会社	8,284,100円	業務場所が健都パークライフ創造パートナーズの指定管理区域内であり、当該芝生管理業務は指定管理業務と密接な関連性を有する業務であることから、現地に駐在している指定管理者が履行することで、効率的な維持管理ができるものと認められるため、指定管理者の代表法人であるミズノスポーツサービス(株)と随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行される方がより効率的であり、経費面で有利なものであるときに該当。)
22	総務交通室	阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検業務	阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステムに関する保守点検業務及び電話サポート業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府大阪市北区梅田1丁目2番地2 東海技研(株)大阪営業所	4,344,120円	本業務は阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステムの製造及び施工業者である東海技研(株)大阪営業所の経験及び知識がなければ実施できないため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「力 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
23	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和5年4月1日から 令和5年4月30日まで (令和5年4月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	4,589,667円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	千里南公園ほか梅の木管理業務	梅の木管理	令和5年5月1日から 令和6年2月28日まで (令和5年5月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	608,300円	本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である公益社団法人吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号障がい者支援施設等からの物品の買入れや役務の提供に該当)
2	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和5年5月1日から 令和5年5月31日まで (令和5年5月1日)	大阪市北区中之島3丁目6 番16号 関西電力株式会社	3,761,181円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	江坂駅前中央自転車駐車場 上部屋根緊急修繕	修繕業務	令和5年5月10日から 令和5年6月30日まで (令和5年6月29日)	大阪府吹田市岸部中5丁目17番9号 株式会社倉岡工務店	3,245,000円	本市入札参加有資格者名簿に登録されている者であり、また所属する吹田建設業協会は本市と防災協定を結んでおり、平成30年度に発生した大阪北部地震の際のブロック塀撤去や台風による被害の対応等、緊急対応の実績が豊富である株式会社倉岡工務店に対応可能か確認をしたところ、対応可能との返事があったため、株式会社倉岡工務店と単独随意契約を締結するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第5号に該当)
2	総務交通室	千里南公園外周側溝清掃業務	清掃業務	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年6月1日)	大阪府吹田市昭和町10番20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	550,000円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。本業務の実施にあたっては、本業務施工範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、単独随意契約とするものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
3	総務交通室	緑の遊歩道(区画1)除草業務	除草業務	令和5年6月6日から 令和5年12月15日まで (令和5年6月6日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	1,073,600円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
4	総務交通室	緑の遊歩道(区画4)除草業務	除草業務	令和5年6月12日から 令和5年12月15日まで (令和5年6月12日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	3,674,000円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	総務交通室	路線調書更新業務	現況調査 道路台帳修正 道路現況調書作成 電算機集計業務	令和5年6月15日から 令和6年3月31日まで  (令和5年6月15日)	大阪市浪速区湊町1丁目2 番3号 株式会社パスコ 大阪第 一支店	9,975,900円	本業務は、市道の認定・廃止に伴う道路管理システムの更新修正作業です。道路管理システムは、株式会社パスコが独自に開発したコンピューターシステムを採用しており、更新作業を他社が行うことは知識および技術的な面から不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により開発・導入業者である株式会社パスコと単独随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき①著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する情報システムの運用・保守業務の委託契約に該当)
6	総務交通室	吹田市道路施設定期点検業務	橋梁点検業務	令和5年6月15日から 令和6年3月15日まで  (令和5年6月15日)	大阪市中央区本町1丁目8 番12号 公益財団法人大阪府都市 整備推進センター	26,962,100円	本業務は、大阪府内における各自治体がそれぞれ単独で同業務を発注した場合、一斉発注によって入札不調が懸念されることから、府の第三セクターである公益財団法人大阪府都市整備推進センター(以下、「同財団」という)が各市町村の委託を受けて一括発注する「一括発注方式」の枠組みが創設されました。この枠組みを活用するため、同財団、大阪府、及び本市の三者によって、平成28年2月1日に道路施設の維持管理に関する技術的支援を受け、業務の適正かつ円滑な実施を目的とした「市町村道路施設の維持管理業務の支援に関する基本協定書」を締結しました。この基本協定書に基づいて同財団に道路施設定期点検業務を委託することにより、入札不調を回避し安定して業務が執行できること、同財団が開催する技術講習会に参加することで本市技術職員の育成に資すること、スケールメリットにより効率的な点検の実施や品質の向上が期待できること、並びに本市の道路施設の点検評価水準が安定することから、的確な維持管理に向けて有益な環境となります。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により単独随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(2)オ 国又は地方公共団体その他公共団体等(一部公益法人を含む)と直接契約するとき、及び(1)【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】イ 法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているときに該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
7	総務交通室	道路台帳管理システムデータ 拡張業務	紙資料データ化 位置情報データ整備業 務	令和5年6月27日から 令和6年3月29日まで  (令和5年6月27日)	大阪市浪速区湊町1丁目2 番3号 株式会社パスコ 大阪第 一支店	61,818,900円	本業務は、道路の幅員及び区域を判別するための紙媒体資料をデジタル化し、既に稼働しております道路台帳管理システムに格納することによりデータの拡充を実施するものです。 道路台帳管理システムは、株式会社パスコが独自に開発したコンピューターシステムを採用しており、改修作業を他社が行うことは知識及び技術的な面から不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により開発・導入業者である株式会社パスコと単独随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき1著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する情報システムの運用・保守業務の委託契約に該当)
8	総務交通室	片山北ふれあい公園ほか除 草業務	除草業務	令和5年6月1日から 令和5年11月15日まで  (令和5年6月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	11,468,600円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
9	総務交通室	神崎新田公園ほか除草業務	除草業務	令和5年6月1日から 令和5年11月15日まで  (令和5年6月1日)	大阪府吹田市昭和町10番 20号 一般社団法人吹田市障が い者の働く場事業団	4,748,700円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施工範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
10	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和5年6月1日から 令和5年6月30日まで (令和5年6月1日)	大阪府北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	3,472,554円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	都市計画道路千里丘朝日が丘線 支障物件調査業務(再算定(その2)及び追加調査(その2))	用地取得に係る物件の移転等について必要な補償金額の再算定	令和5年7月7日から 令和6年3月29日まで (令和5年7月7日)	大阪府大阪市中央区内本町1丁目2番14号 株式会社信栄補償設計	8,470,000円	(株)信栄補償設計は、令和2年度に執行した「都市計画道路千里丘朝日が丘線支障物件調査業務」を受注し、物件等の状況や移転補償の内容等について熟知していることから対象物件の補償費の均衡性を確保できること、及び一部の作業を省略することにより経済的かつ効率的に業務を遂行することが可能となるため地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により単独随意契約とするものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2) 既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるときに該当)
2	総務交通室	佐井寺西土地区画整理事業に係る支障物件調査業務(再算定(その2))	換地移転等に係る補償金額の再算定	令和5年7月11日から 令和6年3月31日まで (令和5年7月11日)	大阪府大阪市中央区本町1丁目8番12号 公益財団法人大阪府都市整備推進センター	4,878,500円	本業務の対象となる補償金算定書を作成した者と同一の者を本業務受託者とするにより、補償金算定方針の一律性を保つことができるほか、打合せ協議回数の削減や現地踏査などの作業を省略することができるなど、最も経済的かつ効率的に業務を遂行することが可能となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に該当するため、過年度の業務受託者である公益財団法人大阪府都市整備推進センターとの単独随意契約とするものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2) 既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるときに該当)
3	総務交通室	佐井寺西土地区画整理事業に係る物件調査業務(再算定)	換地移転等に係る補償金額の再算定	令和5年7月26日から 令和6年3月31日まで (令和5年7月28日)	大阪府大阪市中央区内本町1丁目2番14号 株式会社信栄補償設計	15,334,000円	本業務の対象となる補償金算定書を作成した者と同一の者を本業務受託者とするにより、補償金算定方針の一律性を保つことができるほか、打合せ協議回数の削減や現地踏査などの作業を省略することができるなど、最も経済的かつ効率的に業務を遂行することが可能となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に該当するため、過年度の業務受託者である(株)信栄補償設計との単独随意契約とするものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2) 既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるときに該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和5年7月1日から 令和5年7月31日まで (令和5年7月1日)	大阪市北区中之島3丁目 6番16号 関西電力株式会社	3,460,945円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
5	地域整備推進室	都市計画道路と阪急千里線との立体交差事業等に関する詳細設計及び調査業務	佐井寺西土地区画整理事業にて整備する都市計画道路と阪急千里線の立体交差の構造等及び尾谷跨線橋の解体に関する詳細設計及び調査	令和5年7月25日から 令和6年3月29日まで (令和5年7月25日)	大阪市北区芝田1丁目1 6番1号 阪急電鉄株式会社	104,600,700円	本業務は、阪急電鉄線路下の立体交差の詳細設計及び調査等であり、阪急電鉄株式会社でなければ役務を提供することができないものであるため、随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号、市ガイドライン【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】カに該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	佐井寺西土地区画整理事業に係る事業管理等支援業務	佐井寺西土地区画整理事業の事業管理、測量及び換地業務等の支援	令和5年8月10日から 令和13年3月31日まで  (令和5年8月10日)	大阪府大阪市中央区本町1丁目8番12号 公益財団法人大阪府都市整備推進センター	135,080,000円	佐井寺西土地区画整理事業に係る事業管理等支援業務は、事業管理、測量及び換地業務等において、都市計画事業の知見を有する事業者の豊富な知識や経験、活力等を取り入れ、円滑な事業推進を図るものであり、本業務の事業者選定にあたっては、知識や経験のみならず、着想力や応用力、さらには本事業に携わるうえでの実施体制や施行者の立場に立った取り組む姿勢及び熱意を求め、プロポーザル方式による契約候補者の選定を行った結果、公益財団法人 大阪府都市整備推進センターを最優秀提案事業者として決定したため、当該業者と随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】カ特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
2	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和5年8月1日から 令和5年8月31日まで  (令和5年8月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	3,435,518円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	道路等施設補修工事(狭小指示第10号)	道路用地寄附に伴う道路拡幅工事	令和5年9月25日から 令和5年11月17日まで  (令和5年9月25日)	吹田市川岸町7番8号 永成建設株式会社	3,361,868円	令和5年6月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
2	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和5年9月1日から 令和5年9月30日まで  (令和5年9月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	3,470,398円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和5年度 随意契約一覧表(土木部)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	道路等施設補修工事(狭小指示第11号)	道路用地寄附に伴う道路拡幅工事	令和5年10月30日から 令和5年12月15日まで (令和5年10月30日)	吹田市川岸町7番8号 永成建設株式会社	2,626,239円	令和5年6月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
2	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和5年10月1日から 令和5年10月31日まで (令和5年10月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	4,291,761円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)